

示サル、者ナリト思召レケレバ、明夜必寮ノ御馬ヲ用意シテ、東ノ小門ノ邊ニ相待ツベシトゾ
仰出サレケル、相圖ノ刻限ニ成ケレバ、三種ノ神器ヲバ、新勾當内侍ニ持セラレテ、童部ノ踏アケ
タル築地ノ崩ヨリ、女房ノ姿ニテ忍出サセ給フ、景繁兼テヨリ用意シタル事ナレバ、主上ヲバ寮
ノ御馬ニカキ載進ラセ、三種神器ヲ自荷擔シテ、イマダ夜ノ中ニ大和路ニ懸リテ、梨間宿迄ゾ落
シ進ラセケル、白晝ニ南都ヲ如此ニテ通ラセ給ハバ、人ノ怪シメ申事モコソアレトテ、主上ヲ怪
シゲナル張興ニ召替サセ進ラセテ、供奉ノ上北面ドモヲ興昇ニナシ、三種ノ神器ヲバ、足附タル
行器ニ入テ、物詣スル人ノ破籠ナド入テ持セタル様ニ見セテ、景繁夫ニ成テ是ヲ持ツ、何レモ皆
習ハヌ業ナレバ、急グトスレドモ行ヤラデ、其日ノ暮程ニ、内山迄ゾ着セ給ヒケル。○中程ナク夜
ノ曙ニ、大和國賀名生ト云所ヘゾ落着セ給ケル。

〔神皇正統記後醍醐〕同元年延元十二月に忍びて都を出ましゝて、河内の國に正成といひしが一族等をめし具して、芳野にいらせ給ひぬ、行宮をつくりて渡らせ給ふ、もとの如く在位の儀にてぞましゝける、内侍所もうつらせ給ひ、神璽も御身に玄たがへ給ひけり、誠に奇特の事にこそ侍りし。

〔保曆間記〕先帝○後醍醐都ヲ出サセ給テ同十二月元年延元ニ三種神器ヲ奉具足吉野山ヘ入セ給フ。
〔殘櫻記〕身人部氏家譜に此遷幸の時、御途のほどの害をあやぶませ給ひ、密に日野資朝卿、身人部阿波守信秀が子、石見守清鷹におほせて、神器を擬作せしめて、假に大御身に隨へさせ給ひ、眞の三種の神器をば、比叡山横川の經藏に、深く隠し藏め置せ給ひけるを、明る延元二年三月五日、資朝卿、清鷹また清鷹が妻と女子とを隨へて、潛に神器を守護奉り、石山越を吉野ヘ參向ふ、玄かるに清鷹去年比叡山の軍の時、左の股に受たりける矢瓶の惱發りて、同十日、山中にて卒りにき、これより資朝卿かの二人の女を隨へて、同十三日、吉野の行宮に恙なく參着き、神器